公益財団法人　三次市教育振興会奨学金

令和6年度の奨学生募集について

奨学生の資格条件

■対象者

高等学校・大学等の入学予定者及び在学生

（高等専門学校，専修学校，短期大学を含む。）

■資　格

(1)　本人または保護者が三次市内に住所を有すること。

(2)　学業等が優秀であること。

（評定平均値がおおむね５段階評価で３．５以上）

(3)　経済的な理由で学資の支払いが困難であると認められること。

（※基準額については別添資料を参照）

奨 学 金 の 内 容

■募集人員

若干名

■奨学金の年額

高等学校生　１２０，０００円　　大学生等　　２４０，０００円

※他の奨学金（貸与型・給付型）との併給は可能です。

ただし他の奨学金の中には重複受給を認めていない場合がありますので，ご注意ください。

※当財団の奨学金は給付です。返還の義務はありません。

■給付期間

正規の最短修業年限。高等専門学校の最短修業年限は，高等学校相当分を３年とし，短期大学相当分を２年とします。

※高等学校相当分（３年間）の給付後，短期大学相当分（２年間）については，再度申請が必要です。

■奨学生の選考方法及び通知

理事会の選考を経て理事長が決定し，その結果を全ての申請者に通知します。

■奨学金の給付

事務局において本人または保護者にお渡します。（６月は贈与式を行います。）

○高等学校生…年３回（例年６月，９月，１月）

○大学生等…年２回（例年６月，９月）

■給付の条件

６月の贈与式の際に，作文の提出が必要です。

■奨学金の休止及び停止

(1)　休学，長期欠席したとき

(2)　学業または素行等の状況により指導上の必要があると認めたとき

（上記の事由が止んで在学校長等を経て願い出たときは給与を復活することがあります。）

■奨学金の廃止

以下に該当すると認めたときは在学校長等の意見を徴して奨学金の給与を廃止します。

(1)　けが，疾病などのため卒業の見込みがなくなったとき

(2)　学業成績または素行が不良となったとき

(3)　奨学金を必要としない理由が生じたとき

(4)　上記のほか奨学生として適当でない事実があったとき

(5)　在学学校で処分を受け学籍を失ったとき

(6)　その他奨学生としての資格を失ったとき

申 込 に つ い て

所定の申請用紙にて申請してください。

■提出書類

(1)　願書（様式第１号）

(2)　父母等の令和５年度（令和４年分）市・県民税課税台帳記載事項証明書

（世帯１通または個人（父・母等）各１通）

(3)　在学証明書　※令和６年４月以降のもの

(4)　学校長の推薦書　※令和６年３月末までに所属していた学校のもの

(5)　世帯全員の記載のある住民票

（本籍筆頭者 不要，世帯主続柄 必要，マイナンバー・住民コード 不要）

(6)　父母等の滞納がないことの証明書

(7)　過去３年間（直前に所属していた学校）の成績証明書

（令和５年度・令和４年度・令和３年度分）

(8)　その他 家庭の状況による控除を受けようとする場合の証明書

（例：ひとり親家庭等医療費受給者証の写し，身体障害者手帳の写し，長期療養に関する証明等）

※願書は教育委員会，各支所の窓口にあるほか，三次市のホームページに掲載しています。

■申込期間

令和６年２月１日（木）から４月１５日（月）まで

■提出方法

三次市教育委員会文化と学びの課（三次市役所本館５階）へ持参してください。

※郵送による提出はできません。

（問い合わせ・書類提出先）
三次市教育委員会文化と学びの課内
(公財)三次市教育振興会事務局
電話　０８２４－６２－６１８２
FAX　０８２４－６２－６２８８

公益財団法人三次市教育振興会奨学金給与規程第５条

「奨学生は，父母等の所得金額の合計額から特別控除額（別表第１）を控除して得た額が収入基準額表（別表第２）に定める収入基準額以下である者を採用するものとし，三次市教育奨学金の貸付基準額（三次市教育奨学基金貸付条例施行規則第９条）を参考にする。」

別表第１（第５条関係）

特別控除額表

<table>
<tr><th>区分</th><th>特別の事情</th><th colspan="5">特別控除額</th></tr>
<tr><td rowspan="16">A 世帯を対象とする控除</td><td>⑴　母子・父子世帯である場合</td><td colspan="5">490,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="15">⑵　就学者のいる世帯である場合（児童・生徒・学生１人につき）</td><td colspan="3">小学校</td><td colspan="2">80,000円</td></tr>
<tr><td colspan="3">中学校</td><td colspan="2">160,000円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>自宅通学</td><td>自宅外通学</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">高等学校</td><td>国・公立</td><td>280,000円</td><td>470,000円</td></tr>
<tr><td>私立</td><td>410,000円</td><td>600,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">高等専門学校</td><td>国・公立</td><td>360,000円</td><td>550,000円</td></tr>
<tr><td>私立</td><td>600,000円</td><td>800,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">大学</td><td>国・公立</td><td>590,000円</td><td>1,020,000円</td></tr>
<tr><td>私立</td><td>1,010,000円</td><td>1,440,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">専修学校</td><td rowspan="2">高等課程</td><td>国・公立</td><td>170,000円</td><td>270,000円</td></tr>
<tr><td>私立</td><td>370,000円</td><td>460,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専門課程</td><td>国・公立</td><td>220,000円</td><td>620,000円</td></tr>
<tr><td>私立</td><td>720,000円</td><td>1,120,000円</td></tr>
<tr><td>⑶　障害のある人のいる世帯である場合</td><td colspan="5">障害のある人1人につき　860,000円</td></tr>
<tr><td>⑷　長期に療養を要する人のいる世帯である場合</td><td colspan="5">療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額</td></tr>
<tr><td>⑸　主たる家計支持者が別居している世帯である場合</td><td colspan="5">710,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">B 本人を対象とする控除</td><td rowspan="5">申込者本人が高等学校等に在学している場合</td><td colspan="3"></td><td>自宅通学</td><td>自宅外通学</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">高等学校
高等専門学校
専修学校（高等課程）</td><td>国・公立</td><td>280,000円</td><td>470,000円</td></tr>
<tr><td>私立</td><td>410,000円</td><td>600,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">大学・短期大学
専修学校（専門課程）</td><td>国・公立</td><td>280,000円</td><td>720,000円</td></tr>
<tr><td>私立</td><td>440,000円</td><td>870,000円</td></tr>
</table>

備考

1　Ａ欄「⑵　就学者のいる世帯である場合」による控除には申込者本人分は含めない。

2　Ａ欄の控除については，該当する特別の事情が２つ以上ある場合は，これらの特別控除額を合わせて控除することができる。

3　高等学校には，中等教育学校後期課程，特別支援学校高等部 を含む。

別表第２（第５条関係）

収入基準額表

１　高等学校・高等専門学校（第１学年～第３学年）・専修学校（高等課程）

区分		収入基準額
世帯人員	１人	1,430,000円
	２人	2,290,000円
	３人	2,640,000円
	４人	2,860,000円
	５人	3,070,000円
	６人	3,250,000円
	７人	3,410,000円

備考

１　世帯人員が７人を超える場合は，１人増すごとに１６万円を世帯人員７人の収入基準額に加算する。

２　高等学校には，中等教育学校後期課程，特別支援学校高等部を含む。

２　大学・短期大学・専修学校（専門課程）・高等専門学校（第４学年・第５学年）

区分		収入基準額
世帯人員	１人	1,780,000円
	２人	2,820,000円
	３人	3,280,000円
	４人	3,550,000円
	５人	3,820,000円
	６人	4,020,000円
	７人	4,220,000円

備考

世帯人員が７人を超える場合は，１人増すごとに２０万円を世帯人員７人の収入基準額に加算する。